

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第45号

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和48年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(回数駐車券の発行等) 第6条の2 <省略>	(回数駐車券の発行等) 第6条の2 <省略>
<u>2 &lt;省略&gt;</u>	<u>2 回数駐車券は、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及びパルティセと駐車場に限り使用することができる。</u>
<u>3 &lt;省略&gt;</u>	<u>3 &lt;省略&gt;</u>
(定期駐車券の発行等) 第6条の3 市長は、使用者の利便を図るため、 <u>定期駐車券を発行することができる。</u>	
<u>2 定期駐車券は、瀬戸口駅北駐車場に限り、使用することができる。</u>	
<u>3 定期駐車券による場合の料金は、別表第4に定めるとおりとする。</u>	
(料金の徴収) 第6条の4 料金は、自動車を駐車場から退場させるときに徴収する。	(料金の徴収) 第6条の3 料金は、自動車を駐車場から退場させるときに徴収する。 <u>ただし、回数駐車券による場合の料金は、回数駐車券を交付するときに徴収する。</u>
<u>2 前項の規定にかかわらず、回数駐車券及び定期駐車券による場合の料金は、回数駐車券及び</u>	

<p><u>定期駐車券を交付するときに徴収する。</u></p> <p>(料金の不徴収)</p> <p><u>第6条の5</u> &lt;省略&gt;</p> <p>別表第3 (第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </table> <p>別表第4 (第6条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸口駅北駐</td> <td>1台につき1月</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>車場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<省略>	名称	単位	料金	瀬戸口駅北駐	1台につき1月	6,000円	車場			<p>(料金の不徴収)</p> <p><u>第6条の4</u> &lt;省略&gt;</p> <p>別表第3 (第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </table>	<省略>
<省略>												
名称	単位	料金										
瀬戸口駅北駐	1台につき1月	6,000円										
車場												
<省略>												

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。